

日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



一般社団法人

日本青果物輸出入安全推進協会

東京都大田区東海3丁目 8-2

TSKビル3階

電話 03(6412)9977

No.833

平成 27 年 9 月 5 日

日青協ホームページにカラーで掲載しています。また、内容についてのご意見をホームページ「お問い合わせ」より、お寄せ下さい。

<http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/inquiry/index.php>

日青協の臨時総会の開催

平成27年8月31日(月)に日青協本部会議室(TSKビル3F)において、16時からの理事会に引き続き、臨時総会では、「平成27年度上半期事業報告」や「平成27年度上半期決算報告」の報告承認の後、日本青果物輸出促進協議会の事務を日青協が行うために、名称を「一般社団法人日本青果物輸出入安全推進協会」と改正し、定款の業務内容に「国産青果物の輸出を促進するための事業」を加える等の変更が承認された。その後の理事会で関係規程の一部改正についても承認された。

また、来賓の厚生労働省食品安全部監視安全課の滝本課長及び農林水産省消費・安全局植物防疫課の島田課長から挨拶を頂いた。



滝本課長



島田課長

日本青果物輸出促進協議会臨時総会及び情報交換会

平成 27 年9月4日(金)15 時から(一社)日本青果物輸出入安全推進協会内会議室(大田市場正門前の TSK ビル 3 階)において、日本青果物輸出促進協議会規約の一部改正に係る理事会及び臨時総会が開催され、承認された。また、農林水産省生産局農産部園芸作物課園芸流通加工対策室 東野室長から挨拶があった。その後の理事会で、「経理規程等各種規程の追加」及び「新規会員」の承認が行われた。これにより、協議会の会員は設立時の5会員から21会員へと増加した。又、協議会として、平成27年10月27日(火)に①青果物流通技術の実際、②最近話題の青果物品質保持技術のセミナーの開催について説明が行われた。引き続き、情報交換会が次の内容により行われた。

説明事項 :28 年度輸出促進関係の概算要求内容

農林水産省 食料産業局 輸出促進グループ

講演1 :「ながいも」の輸出と今後の課題

帯広市川西農業協同組合 常田青果部長

講演2 :「リンゴ」の輸出と今後の課題

青森県農林水産物輸出促進協議会 長内事務局長



東野室長



常田青果部長



長内事務局長

輸出に取り組む事業者向け対策事業

[平成 28 年度予算概算要求の概要]

※詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/pdf/tosyo_gaisan_youkyuu_28.pdf

<主な内容>

1. ジャパン・ブランドの確立に向けた取組818(548)百万円品目毎の輸出拡大方針に沿って、水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶、林産物(木材)及び青果物等についての品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会、海外マーケット調査、海外での当該品目のPR等の一括した取組を実施するとともに、必要に応じ海外販売促進、販路開拓等の取組を実施します。
2. 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組
輸出戦略に掲げる品目等について、多様な加工食品に関する国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的として、以下の(1)から(3)までの全部又は一部を行う取組を実施します。
 - (1)国内検討会の開催
 - (2)海外マーケット調査
 - (3)海外での見本市への出展や商談会等への参加

平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額目標1兆円を前倒して達成することを目指し、農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略及び品目別の輸出拡大方針に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備等の取組に対し、重点的に支援します。

【平成 28 年度予算概算要求額: 1, 052(841)百万円】

1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組

品目別の輸出拡大方針に沿って、水産物(水産加工品を含む)、コメ・コメ加工品(米菓、日本酒を含む)、花き、畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳・乳製品)、茶、林産物(木材)及び青果物等の品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立に向けて、次の(1)、(2)を実施。

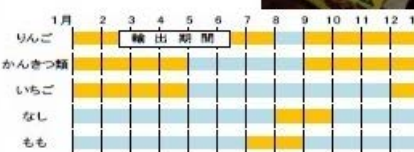
- (1)輸出拡大方針実行の取組(国内検討会、海外マーケット調査、海外での当該品目のPR等の一括した実施)
- (2)海外での販路開拓、販売促進の取組 ※(2)については、希望する団体が選択して実施。

取組例

○日本食・食文化の普及と一体となったセミナー、料理教室等の開催



○国内検討会、海外販売促進、販路開拓の取組を通じた産地間連携の推進



○共通ロゴマークの活用によるジャパン・ブランド確立



2 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、介護食品や機能性食品等の多様な加工食品に関する国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的として、次の(1)から(3)までの全部又は一部を行う取組を実施。

- (1) 産地間連携推進検討会の開催
- (2) 海外マーケット調査
- (3) 産地間連携等による海外での販路開拓



※ (2)については、(1)と併せて実施することとする。

3 輸出環境整備を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が輸出環境整備を目的として、次の(1)又は(2)の取組を実施。

- (1) 対象国・地域が求める検疫等条件への対応（登録園地査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の取得・更新（GLOBALG.A.P.等）を行う取組
- (2) 地域の特産品について、都道府県の協議会等が、当該地域の活性化を目的として、(1)の輸出環境整備に地域一体となって取り組むほか、必要に応じて、多品目混載輸送や輸送コストの低減等を伴う海外販売促進等を行う取組



4 輸出産地等による海外販売促進活動の取組

輸出戦略に掲げる品目等で次の(1)又は(2)の輸出環境が整ったものについて、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外において、販売促進活動（国際見本市への出展、試食・商談会の開催等）や効果的な広報活動（商品パンフレットの配布等）を実施。

- (1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出可能となった都道府県の品目
- (2) 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目

5 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

輸出戦略に掲げる品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、先進的輸送技術（長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等）を活用した最適な輸出モデルの開発・実証を実施。

注1: 2の(1)、(2)及び3の(1)における事業実施主体については、民間事業者を含む。

注2: 補助率は、1の(1)、2の(1)及び(2)については定額、1の(2)、2の(3)、3、4及び5については2分の1。

平成26年度輸入食品監視指導計画の監視指導結果及び

輸入食品監視統計の公表

平成26年度の「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」と「輸入食品監視統計」が公表されましたのでその概要をお知らせします。なお、詳細は厚生労働省ホームページの輸入食品のサイトに掲載されています。

1. 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

(輸入食品の概要)

平成26年度中に届出された輸入食品の件数は、2,216,012件で前年比0.9%の増加でした。輸入届出重量は32,412千トンで前年比0.9%の増加でした。これに対し8.8%にあたる195,390件について検査を実施し、877件(延べ913件)を法違反として、積戻し又は廃棄等の措置を講じています。これは届出件数の0.04%に相当します。

(検査の概要)

モニタリング検査

平成26年度のモニタリング検査状況は、延べ96,580件を実施し、食品衛生法に適合しないものは140件でした。このうち、果物を含む農産商品については、19,908件の検査が行われ食品衛生法に適合しないものは49件(0.25%)でした。

この結果、モニタリング検査強化となった果物は次のとおりです。

- ① 中国産レイシ(4-クロロフェノキシ酢酸)
- ② 米国産ブルーベリー(ブプロフェジン)

モニタリング検査強化後検査命令へ移行した果物は次のとおりです。

- ① タイ産ドリアン(メタラキシル及びメフェノキサム)
- ② フィリピン産マンゴー(フェントエート)

検査命令

検査命令の対象となった品目は79品目で、58,727件が検査命令により検査され、食品衛生法に適合しないものは251件(延べ255件)でした。

(食品衛生法違反の状況)

違反の理由別・国別にみると次のとおりでした。

- ① 微生物規格に係る違反事例を国別にみると、中国が70件(33.8%：微生物規格に係る違反件数(207件)に対する割合)、次いでタイ28件、韓国22件で、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(細菌数、大腸菌群、大腸菌)の違反が上位を占めていました。
- ② 残留農薬に係る違反事例を国別にみると、中国が49件(25.1%：残留農薬に係る違反件数(195件)に対する割合)、次いでガーナ45件、韓国16件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、たまねぎのチアメトキサム、ガーナでは、カカオ豆のシペルメトリン、韓国では、赤とうがらしの

ジフェノコナゾールの違反が上位を占めていました。

- ③ 有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反事例を国別にみると、米国が 43 件（26.4%：有害・有毒物質及び病原微生物に係る違反件数（163 件）に対する割合）、次いで中国 28 件、イタリア 26 件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、アーモンドのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、イタリアでは、非加熱食肉製品のリステリア・モノサイトゲネスなどの違反が上位を占めていました。
- ④ 添加物に係る違反事例を国別にみると、中国が 15 件（12.6%：添加物に係る違反件数（119 件）に対する割合）、次いで、イタリア 12 件、ドイツ 11 件で、これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、塩蔵たけのこの漂白剤の使用基準違反、イタリアでは、果実酢の酸化防止剤の使用基準違反、ドイツでは、リキュール類への指定添加物の使用禁止などの違反が上位を占めていました。
- ⑤ 以下、腐敗・変敗・異臭及びカビ発生などの違反 82 件、器具・容器包装 70 件、残留動物用医薬品 42 件、おもちゃ規格 2 件の順でした。

(海外からの食品衛生問題発生情報に基づく緊急対応)

国立薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、次の食品について輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査など緊急時の対応が行われました。

- ① デンマークにおける豚のジエチルスチルベストロール汚染
- ② フランスにおけるナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌 026 汚染
- ③ スイス及びドイツにおける穀類調整品のチョウセンアサガオの種子混入

また、加工食品の残留農薬検査において、ミャンマー産の冷凍すり身でクロルピリホスの違反が認められたことにより監視体制が強化されました。

(輸出国における衛生対策の推進)

検査命令やモニタリング検査強化となった食品について、輸出国政府に対し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請しました。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、現地調査が行われました。

- ① スペイン産食肉製品及び非加熱食肉製品（リステリア・モノサイトゲネス）
- ② イタリア産非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズ（リステリア・モノサイトゲネス）
- ③ タイ産アスパラガス、おくら、バナナ、マンゴー、マンゴスチン（残留農薬）
- ④ ポーランド産牛肉（対日輸出認定施設の査察）
- ⑤ 米国産牛肉（対日輸出認定施設の定期査察及び対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証）
- ⑥ カナダ産牛肉（対日輸出認定施設の定期査察及び対日輸出プログラム遵守状況の確認・検証）

⑦ 米国遺伝子組み換え作物（衛生管理体制の確認）

（輸出国事前調査）

平成 21 年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国における衛生対策について、計画的な情報収集、現地調査が行われています。平成 26 年度においては、アルゼンチン、チリ及びパラグアイについて事前調査を実施し、輸出国政府、生産者及び製造者の取組状況について調査が行われました。

（輸入者への自主的な衛生管理の実施指導）

検疫所の輸入食品相談指導室における平成 26 年度の輸入前指導（いわゆる輸入相談）実績をみると、24,360 件の輸入相談を実施し、このうち事前に食品衛生法に適合しないことが判明した事例は 257 件（延べ 358 件）でした。法に適合しない事例を内容別にみると、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準違反が延べ 186 件（52.0%）が最も多く、次いで指定外添加物の使用違反の延べ 162 件（45.3%）でした。

2. 輸入食品監視統計

（概況）

平成 26 年度における食品等の届出件数は、2,216,012 件、届出重量は 32,411,715 トンでした。検査は届出件数の 8.8%にあたる 195,390 件について実施され、内訳は、行政検査 57,446 件、登録検査機関検査 149,739 件（うち、検査命令 58,727 件）、外国公的検査機関検査 4,366 件でした。このうち 877 件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられましたが、これは届出件数の 0.04%に相当します。

検疫所別に届出件数をみると、東京の 600,321 件（27.1%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いで成田空港の 288,171 件（13.0%）、大阪 273,344 件（12.3%）、横浜 214,314 件、川崎 128,686 件（5.8%）、名古屋 117,510 件（5.3%）、神戸 101,738 件（4.6%）、福岡 78,886 件（3.6%）の順でした。

品目別輸入届出件数をみると、飲食器具 215,792 件（9.7%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いでアルコールを含む飲料 195,883 件（8.8%）、生鮮肉類（内臓を含む）177,626 件（8.0%）、その他の器具 157,718 件（7.1%）、野菜の調整品（きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く）155,440 件（7.0%）、魚類加工品 103,438 件（4.7%）の順でした。違反状況をみると、種実類 149 件（17.0%：総違反件数に対する割合）が最も多く、次いで水産動物類加工品（魚類、貝類を除く）の 90 件（10.3%）、野菜 56 件（6.4%）、魚類加工品 55 件（6.3%）、穀類 49 件（5.6%）の順でした。

国（地域を含む）別の届出件数をみると、中国の 703,053 件（31.7%：総届出件数に対する割合）が最も多く、次いでアメリカ 230,533 件（10.4%）、フランス 209,160 件（9.4%）、タイ 148,706 件（6.7%）、韓国 122,643 件（5.5%）、イタリア 108,125 件（6.5%）の順でした。違反状況をみると、中国の 202 件（23.0%：総違反件数に対する割合）が最も多く、次いでアメリカの 74 件（8.4%）、タイ 74 件（8.4%）、ベトナム 57 件（6.5%）、イタリア 46 件（5.2%）の順でした。

(果物の輸入)

果物の輸入・検査・違反の状況は下表のとおりでした。

果実類の輸入届出、検査、不適合の状況

品目分類	輸入届出件数	輸入届出重量	検査件数	違反件数
核果果実	4,100	7,268	307	0
かんきつ類果実	12,911	248,833	760	0
仁果果実	267	2,969	16	0
熱帯産果実	24,660	1,271,260	4,465	5
ベリー類果実	8,906	41,373	876	1
その他の果実	6,498	55,646	529	3
計	57,342	1,627,349	6,953	9

果実類の輸入届出は 57,342 件で昨年より 6.1%減少しました。輸入届出重量も 1,627,349 トンで 6.0%の減少でした。検査件数は 6,953 件で 1.0%の増で、違反件数は 9 件と昨年度より 9 件減少しました。

種類別にみると仁果果実の届出件数以外全て減少しました。また、輸入届出重量についても、仁果果実とベリー類果実以外は減少となりました。違反件数は、核果果実、かんきつ類果実、仁果果実が 0 件に、熱帯産果実が 10 件から 5 件に、ベリー類果実が 2 件から 1 件に減少しました。しかし、その他の果実は、2 件から 3 件に増えました。

国別に輸入件数をみると、核果果実、かんきつ類、ベリー類は米国からの輸入が最も多く、仁果果実はニュージーランド、熱帯産果実はフィリピン、その他の果実はメキシコがそれぞれ第 1 位の輸入国となっています。違反の状況は、熱帯産果実はフィリピン、メキシコ、ベリー類果実は米国でした。その他の果実は中国から輸入されたものでした。

3. 資料の入手

平成 26 年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」、「輸入食品監視統計」は厚生労働省のホームページの「分野別の政策一覧>健康・医療>食品>輸入食品監視業務>監視指導・統計情報」に記載されています。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/h26_yunixyu_toukei.pdf

《行事報告》

- 8/1 事務所移転のため転出（千代田区）
- 8/2 事務所移転のため転入（大田区）
- 8/19 食品安全委員会 農薬専門調査会幹事会（川口顧問傍聴）
- 8/19 協会監事監査
- 8/25 輸出戦略実行委員会方針検討会（荻野事務局長出席）
- 8/31 第 3 回理事会／臨時総会／第 4 回理事会